

鳥取県観光パンフレット及びガイドマップ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、鳥取県観光パンフレット及びガイドマップ（以下「パンフレット等」という。）への広告掲載を適正に行うため、鳥取県観光パンフレット及びガイドマップ広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(発行部数及び配布時期等)

第2条 要領第3条に規定するパンフレット等の名称、発行部数及び配布予定期間は、次のとおりとする。

(1) 鳥取県観光ガイドマップ「とっとりのももの総合案内」

発行部数 10,000部

配布予定期間 令和7年4月頃から令和8年3月頃までの概ね1年間

上記は、最低印刷部数である。上記の発行部数を県がすべて印刷し配布を終えた場合でも、増刷し配布予定期間中は配布を行う場合がある。

2 前項のパンフレット等の主な配布対象、配布場所は、次のとおりとする。

(1) 主な配布対象

観光客

(2) 配布場所

ア 県内の主要観光地、主要施設、観光案内所等

イ 県内で開催される全国会議等

ウ 県外で行う観光PRイベント

エ 鳥取県の東京及び関西本部、名古屋代表部並びにとっとり・おかやま新橋館（東京アンテナショップ）

オ 県外からの電話問い合わせ等による個人旅行者

(広告の掲載位置等)

第3条 要領第3条及び第5条に規定する広告を掲載する位置及び枠数並びに規格は、次のとおりとする。

	鳥取県観光 ガイドマップ 「とっとりのももの総合案内」 (A2判両面十二折)
--	-------------------------------------------------

1 広告の位置	A2 の下部 1/12×1 頁 (裏表紙)
2 広告の規格	縦約 130mm×横約 80mm
3 広告の枠	1 枠

2 要領第5条に規定する広告の禁止表現は、次のとおりとし、これらに該当する広告は掲載しない。

(1) 県の情報と誤解する恐れのある表現

例) 県章や県 PR キャラクターと類似デザインの使用等

(2) 配色又はデザイン等がパンフレット等との調和を著しく欠くもの

(3) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

(募集の内容)

第4条 要領第6条に規定する募集の内容は、次のとおりとする。

(1) 募集対象 広告媒体が有する目的やイメージに合致し、要領及びこの基準の規定に違反しない者が行おうとする広告

例) 「鳥取県への観光客誘致や県特産品の販売促進につながる広告」

「通年の掲載に耐える広告」等

(2) 募集期間 令和6年12月16日から令和7年1月10日まで

(3) 申込先 〒680-8570

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課

電話 0857-26-7638

(応募の方法)

第5条 広告掲載を希望する者は、要領第7条に基づき、申込書に広告の内容がわかるものを添付し、持参又は郵送により、前条の募集期間内に前条の申込先に申し込むこととする。

(その他)

第6条

(1) 広告原稿は、完全原稿とする。

(2) 広告を掲載する者は、パンフレット等の版下作成過程において、校正を1回行うこととする。

(3) 提出された書類等は、返却しない。

附 則

- 1 この基準は、平成19年11月19日から施行する。
- 2 この基準改正は、平成21年2月16日から施行する。
- 3 この基準改正は、平成22年1月28日から施行する。
- 4 この基準改正は、平成22年4月16日から施行する。
- 5 この基準改正は、平成23年2月14日から施行する。
- 6 この基準改正は、平成24年1月24日から施行する。
- 7 この基準改正は、平成25年3月12日から施行する。
- 8 この基準改正は、平成26年3月20日から施行する。
- 9 この基準改正は、平成27年3月17日から施行する。
- 10 この基準改正は、平成28年3月23日から施行する。
- 11 この基準改正は、平成29年3月23日から施行する。
- 12 この基準改正は、平成30年3月23日から施行する。
- 13 この基準改正は、平成30年12月21日から施行する。
- 14 この基準改正は、令和3年1月26日から施行する。
- 15 この基準改正は、令和3年12月17日から施行する。
- 16 この基準改正は、令和4年12月7日から施行する。
- 17 この基準改正は、令和5年12月21日から施行する。
- 18 この基準改正は、令和6年12月16日から施行する。